

八幡医師会立はっちい診療所(以下、当院という。)は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合し、九州厚生局長へ届出を行って診療を行っています。

## 九州厚生局への届出項目

### 施設基準等に係る届出

情報通信機器を用いた診療に係る基準

機能強化加算

外来感染対策向上加算

医療 DX 推進体制整備加算

在宅医療 DX 情報活用加算

時間外対応加算 1

夜間早朝等加算

がん性疼痛緩和指導管理料

明細書発行体制加算

一般名処方加算

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅医療情報連携加算

在宅がん医療総合診療料

## 医療情報取得加算

当院は、マイナンバーカードを保険証として利用したオンライン資格確認を行う体制を有しています。受診された患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。オンライン資格確認に同意していただき、正確な診療情報を取得、活用することにより質の高い医療提供に努めてまいります。

マイナンバーカードの保険証をお持ちの方は、受付時にご提示ください。マイナ保険証利用の有無により、診療報酬点数を算定させていただきます。

## 医療 DX 推進体制整備加算・在宅情報活用加算

では、以下の通り、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行っております。

- ・ オンラインシステムで請求を行っている。
- ・ オンライン資格確認を行う体制を有している。
- ・ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で診療の際に閲覧または活用できる体制を有している。

- 電子処方箋の発行、及び電子カルテ情報共有サービスを活用する体制について取り組んでいる。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用する体制を整備している。

## 「個別の診療報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤名や行われた検査名が記載されています。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、その旨を受付窓口にお申し出ください。

## 一般名処方加算

一般名処方とは、薬剤の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。一般名処方により、特定医薬品の供給が不足した場合でも、患者へ必要な医薬品を提供しやすくなります。当院では、後発医薬品があるお薬については、患者へご説明の上で、特定の商品名ではなく薬剤の成分を元にした一般名での処方を行い、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

## 機能強化加算

当院では「かかりつけ医」として、以下の取り組みを行っており、初診時に機能強化加算を算定しております。

- 患者が受診している他の医療機関や、処方されているお薬を把握し、必要な服薬管理を行います。
- 必要に応じて、専門の医師や医療機関へ紹介いたします。
- 健康診断の結果、予防接種などの健康管理に関するご相談を承ります。
- 保健、福祉サービスに関するご相談を承ります。
- 夜間や休日などの診療時間外の対処方法について情報提供いたします。

## 外来感染対策向上加算

当院では、患者が安心できる医療を提供するため、厚生労働省が定める外来感染対策向上加算の施設基準を満たし、当該診療報酬の算定をしており、さまざまな取り組みを行っています。

- 発熱その他感染症を疑う症状がある患者は、感染対策を講じ、通常診療の患者と診察室を分けて診療を行っています。

- 院内感染対策に関する研修や指導など院内感染防止対策を講じた取り組みを行っています。
- 院内感染対策マニュアルを作成し、スタッフ全員がそれに沿った院内感染対策を推進します。
- 感染対策に関して、基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供を受け、院内感染対策の向上に努めています。

今後もマスクの着用、手指の消毒、院内の換気などの対策を実施し、感染対策に努めていきますので、ご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。

## 在宅医療情報連携加算

当院は、患者の状況に応じて、医療・介護施設ときめ細やかな連携体制をとっています。

患者の同意の上、連携する施設間において ICT ツールで患者の診療情報を共有しています。

訪問看護ステーション ほっぽスマイル  
 八幡医師会訪問看護ステーション  
 八幡医師会介護保険総合センター  
 アップルハート訪問看護ステーション八幡  
 あったか訪問看護

## 情報通信機器を用いた診療

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診の場合には、向精神薬の処方できません。

## 在宅がん医療総合診療料

当院では、対象の患者に対して総合的な在宅医療計画を策定し、訪問診療または訪問看護を合わせて週 4 日以上(訪問診療及び訪問看護をそれぞれ週 1 回以上)行った場合に、1 週間を単位として在宅がん医療総合診療料を算定いたします。

## がん性疼痛緩和指導管理料

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠した緩和ケア研修会を終了している医師が在中し、診療していることを評価されている加算です。

## 時間外対応加算

当院では、継続的に受診していただいている患者からの電話などによるお問い合わせに対して、当院常勤の医師、看護師により 24 時間常時対応できる体制を有しているクリニックとして、再診時すべての患者に対して時間外対応加算 1 を算定させていただきます。

## 夜間・早朝等加算

下記に時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等加算 50 点を診療料に加算させていただきます。

早朝：月～土 6 時～8 時

夜間：月～金 18 時～22 時 ・ 土 12 時～22 時

深夜：月～土 22 時～6 時

※診療時間外は時間に応じた時間外加算・深夜加算・休日加算を診療料に加算させていただきます。

## 保険外負担に関する事項

当院では、診断書・証明書などにつきましては、それぞれ実費でのご負担をお願いしております。